

東京弁護士会 前年度会長

# 渕上 玲子会員

毎年恒例の前年度会長のインタビューです。120年以上の歴史を有する東京弁護士会で、女性初の会長として様々にご活躍された渕上玲子前会長に、会長としての1年間を振り返っていただきました。インタビューを通じて、あらためて会長の激務、責任の重さを感じ取るとともに、弁護士会が直面する様々な問題、課題を再認識いたしました。

(聞き手・構成：小峯 健介)



——1年間の会長職、お疲れさまでした。1年間を振り返っての感想をお聴かせください。

私たちは、2017年3月に発生した日弁連総会での委任状問題について、就任前からどのように対応するかということで、先に走り始めたような執行部でした。この1年間、副会長6名が個性豊かで、この方たちの支えの下に、「チームお上（かみ）」という表現の下、7名が本当に一生懸命、東弁の会務を行ってきたと思っております。会務方針に掲げたものはほぼやりきったのではないと言われており、満足のいく1年間であったと思っております。

——「東弁初」の女性会長として、特に意識されたことはありますか。

初めてということで、後に続く後輩のためにどういう会長であるべきかということを常に意識しておりました。会長に選出されるにあたっては堂々と勝利しなければならないとか、様々な施策の実行にあたり失敗してはいけないとか、後輩のために範となるべきというのがプレッシャーとしてありました。

——「女性会長」として、特に意識されたことはありますか。

私だけではなく、今回は平沢副会長もいたことで、7分の2の女性の力を生かして、執行部の和を作り、会務に反映させることができたと感じておりました。現実的に私が女性会長だから何かができたとということではなく、むしろ平沢副会長に、東弁の会務において、様々に、自由に取り組んでいただいた。それをサポートするのが私の役割だったと思います。

——「女性会長だからこそ、これができた」ということはありましたでしょうか。

私だからなのかとか、女性だからなのかということは、あまり自分では意識していませんが、数字やスケジュールに関してはわりと細かく副会長の方に要請をしました。だから、「チームお上（かみ）」じゃなくて、「チームおがみ」（ガミガミの「ガミ」）と副会長は思ったかもしれません（笑）。

——重点政策の一つである「男女共同参画」について、この1年間、どのような取り組みをされたのでしょうか。

前年度から調整をしていた「一時保育サービス」が実現できました。ただ残念ながら、2017年の利用者は2人というところなので、これをもっともっと広報しなければいけないと思っています。

もう1つ、男女共同参画推進本部では、通称使用に関するアンケートをメガバンクに送付しました。このような書類を整えれば通称で口座を作ることができるというマニュアルのようなものを持っているという回答が集まってきましたので、これを皆さんと共有したいと思っています。

課題ですけれども、男女共同参画の観点から、女性弁護士を社外役員として求める企業のための候補者名簿を作っているのですが、現実には使用されておられません。どうしても企業は実績のある方を選びがちで、実績がなくてただ研修を受けたという名簿だけではやはり難しいのかなと思います。問題点の改善をし、活用を広く求めていきたいと思っています。

—— 所信に掲げられた「司法アクセスの改善」について、どのようなことをされたのでしょうか。

詳細につきましては、本年（2018年）3月号の『LIBRA』の特集（『最近の東京弁護士会の変化』）\*1をご参照ください。

弁護士紹介センターは、専門的な分野ということで創設したのですが、あまりにも細分化されていて件数が伸びないので、市民ニーズはもう少し大枠のものであっていいのではないかと考え、今回、ウェブ申込みを中心とする弁護士紹介システムに切り替えました。

この間、弁護士紹介センターの機能の一部が中小企業法律支援センターに移転しておりますので、役割分担を明確化し、事業者につきましては、企業だけではなく、もっと広く、法人、組合等についても中小企業法律支援センターの方で事業者の枠の中に入れて対応していただく形を取りました。いわゆる役割分担を明確化させたかったというのが、この司法アクセスの改善です。

—— 重点政策の1つである「弁護士会のリスク管理」について、どのようなことをされたのでしょうか。

委任状問題も事務上の過誤であると報告書に出ておりますように、事務上の過誤、ミスが起きない業務フローというものを常に気にしておりました。私ははじめに東弁の執行部にも事務局にも、社会からの信用と会員からの信頼を失った、ゼロからの出発ではなく、マイナスからの出発であると最初にあいさつをしました。

また、2017年度には、ある弁護士会がウェブサイトを一括書き換えられたというケースがありました。このような攻撃に備えて、直ちに東弁においても、その脆弱さをチェックし、セキュリティー対策を実施いたしました。

—— 重点課題の「執行力の強化」について、どのようなことをされたのでしょうか。

これには二つの面があります。

まずは、男女共同参画の見地から女性が（女性だけでなく男性もですが）、自身の業務をやりながら副会長職を担うためには、ある程度副会長業務の合理化が必要だ、業務の合理化を図ることで政策に力を入れることができるという意味での執行力の強化という表現になっております。

さらに、執行力の強化はどこにつながっていくかというと、事務局の業務の合理化にもつながる。委員会の運営の在り方等も合理化していき、時間を有効に使い、反面、政策に力を入れて、執行力が強化されていくということで表現した言葉です。

—— 具体的にはどのようなことをされたのでしょうか。

まず、副会長の業務軽減に関しましては、担当する委員会への出席について、2時間ベタに出席しなければいけない委員会とそうでない委員会を区分して、委員会への副会長の出席の方法を工夫いたしました。

次に、事務局の事務の合理化に関しましては、正職員の超過勤務がどんどん増えているような状況に

\*1 : [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018\\_03/p02-24.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018_03/p02-24.pdf)

ありましたので、これをどうにか合理化できないかということで、課ごとにいろいろ工夫をお願いしました。

一番の工夫は、弁護士会照会請求の受付を午後3時までにした上で、3時から受付ボックスで行い、翌朝に処理することとして、会員課の業務フローを見直したことで、大幅な合理化ができました。また、会員課の業務としては証明書の発行業務というのも大変だったのですが、自動発行機を導入したことで改善が図られ、また会員へのサービス向上につながりました。

そのほかにも、委員会の関係では、すでにいくつかの委員会が個別に外部ストレージ契約を締結して、いわゆるモバイル端末で資料を見ることができるようにして、印刷資料の削減を目的としております。これは、今後もっと広げなければいけないと思っております。

——「弁護士の活動領域の拡大」については、どのようなことをされたのでしょうか。

法曹人口との関係もありますけれども、弁護士の活動領域を拡大させていくこと、職域拡大というのは、今後の弁護士にとって極めて重要だと思っておりますので、課題として挙げさせていただきました。実際には、活動領域拡大推進本部の方がどんどん先をいっており、AIエキスポに出展したりとか、宇宙法シンポをやったりとか、終活をネタにする落語家を呼んだりとか、自ら非常に活発に活動しているので、彼らの自由な発想を後押しするという程度で実際は終わったかなというふうに思います。

——現在、弁護士会の会務活動に無関心という会員の方も少なくないと思います。弁護士を取り巻く経済環境が厳しくなっており、そもそも会務活動にエネルギーを割こうと思っても、割く余裕すらないという会員もいるかと思えます。今後ますます会務活動離れが進み、いずれ弁護士自治自体が成り立たなくなる日が訪れるのではないかなと私は感じているのですが、ここら辺についていかがお考えでしょうか。

弁護士会の会務活動に無関心という会員が少なくないというのは、その通りだと思います。今年1月で8,300人を超える東弁の場合は、今までは会派の求心力で会務活動の担い手を賄ってきたと思いますが、どんどん会派に属しない会員が増えていく状況の中で、本当に危機感としてあると思います。

その原因が何なのかというところで、薄利多売のために忙しすぎてという方も中にはいると思うのですが、十分な収入を得ていたとしても弁護士会に関心を持たないという層も相当な幅でいるのではないかと思います。その原因は何かというのは非常に難しく、例えば、政治的な主張と距離をおくノンポリ層というのがいると思うんですね。それと、人権擁護活動の意義というものをあまり理解していただけない方もいるのかなと思います。なぜ自分たちの会がそういう活動をしなければいけないのかという方もいますし、そもそも会費ばかり取られるだけでメリットがないという方もいますので、本質的に経済環境だけではない危機感を持っています。

弁護士自治に関しましては、私の属する会派では、多様な弁護士が生まれている現在において、弁護士の本質とか、弁護士自治は何のためにあるのかとか、そういうことを真剣に議論しています。この議論はもっともっと基本的な研修の中で弁護士に伝えていかなければならないと思っています。

——法曹人口の問題ですが、法的ニーズに照らして、司法試験合格者1,500人というのは多すぎるのではないのでしょうか。

私は、今まで日弁連の法曹養成制度改革実現本部とか東弁の司法改革センターとかにあまりかわりを持ってこなかったのですが、重要課題であると考え、この1年間、日弁連で法曹養成制度改革実現本部の主担当をさせていただきました。そこでお話しさせていただいていることを繰り返すしかないのですが、司法試験合格者数1,500人というのは、日弁連の基本方針として、2012年3月15日決議で決まった

ものです。さらに、2016年3月11日の臨時総会では1,500人に取り組むということで、現在は1,500人を目指すというのが結論ですので、多すぎるということにはならないのです。一昨年は1,583人、昨年は1,543人ということで、1,500人に限りなく近づいてきているということは事実で、本年、1,500人を割り込むかもしれないし、そのあたりは司法試験の結果を見てみなければわかりません。

日弁連としては、1,500人を達成したときに検証するということを常に説明し、そのための統計を取り続けており、いわゆる就職状況がどう改善していくのかを見ております。現時点では、合格者がだんだん減ってきたという過程の中で、就職状況は好転しています。

—— 弁護士を取り巻く経済環境は厳しくなっていると思いますが、有効な打開策はあるのでしょうか。

活動領域の拡大のみならず、やはり中本和洋前日弁連会長が重視したLAC（リーガル・アクセス・センター）の活用です。地方では、若手のLAC利用率、扶助の利用率がすごいですよ。当然それは彼らの生活の基盤になっています。

LACを本当に活用している人は、登録をして案件が回ってくるというよりも、法律相談のときに常に保険の内容について、どのような保険に入っているのかを聞いているとのこと。だから、保険の適用可能性のあるような事故関係の事件に関しては、その人が入っている保険を聞くことから始まるというようなことが言われています。

—— 法曹志願者が減少していることについて、どのようにお考えでしょうか。有効な打開策はありますか。

非常に問題だと思っています。弁護士がどのような仕事をして、どのようなことにやりがい、生きがいがあって、どれほど依頼者から感謝されるかとか、そういった弁護士の魅力をきちっと発信できておりま

せん。「刑事弁護で無罪を勝ち取った」「過疎地域で後見のシステムを作った」とか「こんないろいろなことをやっていますよ」ということをアピールしていかなければならないというので、法曹の魅力を発信する活動は、本当に一生懸命やっています。

—— 1年間の会長職を終えられて、今後の抱負をお聴かせください。

1人の弁護士に戻りますが、日弁連、東弁でもいくつかの委員会を担当することになっています。日弁連では引き続き法曹養成問題、東弁では男女共同参画、そして公設事務所の担当になりまして、公設事務所の委員会では委員長として活動していく予定です。

—— 委員会活動以外での抱負をお聴かせください。

まずは健康を取り戻さなくては（笑）。

—— 最後に、若手会員に向けて何かメッセージをお願いいたします。

私は、『LIBRA』の最初の原稿（2017年4月号）\*2で「新しい風」という表現を使用しましたが、それは初めての女性会長という意味も当然含んでいたのですが、とにかく弁護士とか司法の世界に対して、常に「新しいこと」を、「新しい風」を吹かせていかなければいけないという、そういう思いでございました。そういう意味で、新しく法曹になる方も、自分で「新しい風」をつくっていただきたいなと思っています。

—— 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

#### プロフィール ぶちがみ・れいこ

1983年修習終了（35期）。東京弁護士会副会長（2006年）、東京弁護士会法律相談センター運営委員会委員長、東京弁護士会災害対策委員会委員長、日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長（2017年）等を歴任。

\*2： [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017\\_04/p34-37.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_04/p34-37.pdf)